



第 1 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成28年(ワ)第380号(第1事件) 平成28年(ワ)第696号(第2事件) 平成29年(ワ)第137号(第3事件) 平成29年(ワ)第466号(第4事件)
期 日	平成31年3月4日午前11時00分
場所及び公開の有無	奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官	島 岡 大 雄
裁 判 所 書 記 官	辻 本 洋 志
出頭した当事者等	第3事件原告 雑賀光宏 第4事件原告 足立安皓 同 福本美智子 原告ら代理人 佐藤真理 同 白井啓太郎 同 安藤昌司 同 辰巳創史 同 星雄介 第1事件原告宮内, 第2事件溝川, 第3事件原告北野及び第4事件 原告高桑代理人 今治周平 同代理人 松本恒平 被告代理人 平山浩一郎 同 山本一貴
指 定 期 日	平成31年6月3日午前11時00分

弁 論 の 要 領 等

原告ら

原告準備書面（十六），同（十七）各陳述

原告の代理人（白井）

別紙1のとおり意見陳述

第1事件原告宮内，第2事件原告溝川，第3事件原告北野及び第4事件原告高桑代理人（今治）

別紙2のとおり意見陳述

原告ら

- 1 追加の意見書はできるだけ3月中に提出したい。
- 2 4月26日までに西土彰一郎氏や小滝一志氏などの意見書や陳述書を踏まえ，放送法第4条の遵守義務違反や国民の参政権への影響について，追加の主張を記載した準備書面を提出する。
- 3 西土彰一郎氏の経歴や専攻について明らかにする。
- 4 次々回期日に人証を明らかにする。

被告

上記原告準備書面（十六），同（十七）に対する反論を検討し，提出する場合は4月26日までに書面を提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 辻 本 洋





意見陳述書

2019年3月4日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 白井啓太郎



原告らの準備書面(十六)では、憲法学者の西土彰一郎教授作成の「放送法遵守義務確認等請求事件意見書」等に基づいて、平成29年12月6日の最高裁大法廷判決を中心に最高裁判所の判例を概観し、有力な行政法研究者の見解を参照し、「受信契約者の法的地位」について検討したうえで、放送法4条1項各号の番組編集準則が国民の知る権利や参政権の実質的な充足を目的とする規定であることを明らかにしている。

憲法違反・人権侵害が問題となりうる本件については、証人尋問を含む十分な審理を尽くした上で、本案判決により、明確な判断が示されるべきである。

放送法4条1項との関連では、特に政治的に公平でない報道をすることや、意見が対立している問題について、多くの角度から論点を明らかにする報道をしないことによって、放送受信者の重大な権利が侵害されるほか、被告NHKの言論表現の自由を保障するという見地からも、同条項に定める義務は、放送受信者との関係において具体的な義務と解すべきである。

放送事業者が、自らの収益を追求するために、あるいは政府の意向に追随して、放送法4条1項各号に反する報道番組を放送することにより、受け手である視聴者は、本来受けるべき情報の提供を阻まれ、国民の政治的

思考形成、ひいては国民の投票行動に重大な影響を及ぼすことになる。放送法4条1項各号に反する放送がなされると、国民の投票の自由という民主主義の前提が著しく害される危険がある。

大阪地方裁判所平成21年3月31日判決(判タ1309号112頁)も、「原告らは国民として憲法21条により知る権利を保障されているところ、知る権利は、国民が選挙権の行使を通じて国政へ参加するに当たり重要な判断の資料を受領することを保障するものであって、民主制国家の存立の基礎を成す重要な権利といえることができる。他方で、前記のとおり、放送は、情報を音声、動画等により不特定多数の者(公衆)に同時に伝達するものであり、かつ、受信者において受信機を設置することにより容易にこれを受領することができるものであって、国民の知る権利に資するところが大きい反面、その社会的影響力も大きいものである。このような放送の性格等にかかると、政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみ論点を取り上げた番組が放送されるなど、放送法3条の2第1項に違反する内容の番組が放送されたような場合には、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ることも考えられるところである。」と述べている。

被告NHKが負っている放送法第4条1項各号の公法上の義務は、国民の知る権利とともに選挙権という具体的な権利の保障に対応する義務であり、その性質は抽象的なものではなく、受信契約者に対して負うべき具体的な義務である。

また、原告らは、NHKと放送受信契約を締結している視聴者は、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守した内容の放送がなされる

ことを前提として、受信料を支払っており、かつ、放送法4条1項各号に違反する報道番組が放送なされた場合、選挙権行使が事実上制約を受けるなどの深刻な損害を受ける恐れがあるから、番組内容について最も関心を有し、かつ、最も影響を受けうる立場にある者として、NHKの放送法4条1項各号の公法上の義務を争うにあたって、もっとも適した利益状態にある。

原告らが、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守する公法上の義務があることの確認請求について、確認の利益が認められることは明白である。

西土教授の意見書も、『放送法4条1項の番組編集準則のうち、2号の「政治的公平」と4号の「多角的論点解明」は、国民の知る権利の具体的権利性を確認したもの』であるとし（甲101・10頁）、同条項に違反する報道番組が放送された場合、知る権利の侵害となると述べている。

国民の知る権利の具体的権利性を確認した放送法4条1項（特に2号と4号）に対応する具体的義務として、NHKが放送するニュース報道番組について同条項を遵守する義務を負うのは当然である。

冒頭で述べたとおり、国民の知る権利や参政権の実質的な充足を目的とする放送法4条番組編集準則の遵守義務が問題となっている本件については、証人尋問を含む十分な審理を尽くした上で、本案判決により、明確な判断が示されるべきである。

以上

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳
第2事件原告 溝川悠介外44名
第3事件原告 北野重一外57名
第4事件原告 高桑次郎外21名
被 告 日本放送協会



意見陳述書

2019年(平成31年)3月4日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告宮内正厳及び原告溝川悠介訴訟代理人

弁護士 今 治 周



1 最判平成29年12月6日を根拠とする主張に対する反論

被告は、最高裁判所平成29年12月6日付大法廷判決が、放送法64条1項所定の受信契約締結の強制について、「民法及び民事訴訟法の各規定により実現されるものとして規定された」と判示したことから、同判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものであるとし、被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らかと述べております。

しかし、被告の指摘する最高裁判例は放送法64条1項所定の受信契約締結の

強制について民法及び民事訴訟法の各規定により実現されると述べたにすぎないものであり、本件において審理の対象となっている放送法4条について述べたものではありません。

また、同判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない」と述べています。

これは同判決が、放送法について、国民の知る権利を実現する法制度であると位置づけており、私人間の法律関係を調整する法とは位置づけていないことを示しております。同判決が述べているのは、国民の知る権利を実現する法制度の中で、受信契約の締結強制の規定については民事の法制度を用いると述べているにすぎず、放送法全体を通して、放送受信者と被告との関係が私法関係にあると述べているわけではありません。

2 別訴控訴審判決を根拠とする主張に対する反論

被告は、国際放送実施要請違法無効確認請求事件の控訴審判決が、NHKがそのような放送を行うべき義務は、広く公共に対する義務であって、個々の放送受信契約の相手方に対する義務とはいえないとしていることを理由に、「同事件の判決は、むしろ、本訴における被告の主張の正当性を一層裏付けるものである」と主張しています。

この被告の主張は、原告酷準備書面（十四）に対する反論としてなされていますが、当該箇所について言えば、原告らは、国際放送実施要請違法無効確認請

求事件の一審判決主張整理部分を引用し、被告が別訴において放送法上の義務を「公法上の義務」と表現して主張していたことを指摘したものにすぎません。別訴において、被告自ら「公法上の義務」と述べているにもかかわらず、本訴において被告と放送受信者との関係を私法関係と主張するのは、自己矛盾であると指摘しているのです。したがって、被告が、別訴控訴審判決の内容を引用して反論しているのは、失当といえます。

3 放送法4条は抽象的義務を定めたものとする主張に対する反論

被告は、「受信契約者との間の契約内容は、総務大臣の認可を受けて定める日本放送協会放送受信規約によるところ（放送法64条3項）、放送受信規約には、番組内容に関する被告の具体的義務は何ら定めていない」として、放送法第4条1項各号は抽象的義務であると述べています。

しかし、原告らが追加的訴えの変更において述べているのは、契約内容としての義務ではなく、放送法第4条1項各号から直接的に導かれる具体的義務です。したがって、被告が、受信契約者との間の契約内容を前提として反論しているのは、失当であると言えます。

4 原告準備書面（十四）における引用文献の評価に関する主張に対する反論

被告は、原告準備書面（十四）において引用した堀部政男氏や塩野宏氏の論文等について、いずれも放送法第4条1項各号が具体的義務であるという趣旨によるものでないことは文理上明らかと述べています。

しかし、被告は「文理上明らか」と指摘するだけで、具体的にどのような理由で文理上明らかであるのか述べられていません。

むしろ、原告らが引用した文献においては、被告が放送内容について個別の放送受信者に対し負うべき具体的義務があるという趣旨が述べられていることは、文理上明らかであるといえます。

例えば、原告準備書面（十四）で引用した「放送制度—その現状の展望—1〔日本放送出版協会244頁〕」について言えば、受信者の一般的に良好な放送を受

信する法的権利についてその良好な放送の内容をどのように捉えるのかという質問に対し、塩野教授は、放送内容の「質」であると回答したうえで、その放送内容が放送法4条1項各号に定める最低基準である番組準則を満たしておらず、個人の利益を侵害するというのであれば、受信者は裁判所に対して主張できると述べているのは明らかです。そして、受信者が裁判所に対して主張できるという意味が、受信者が放送内容として最低基準を満たしておらず、受信者の利益を侵害している場合には、その救済を裁判所に求めることができる具体的権利を受信者が有していること、つまり、被告からすれば放送内容について放送受信者に対して負うべき具体的義務があることを指していることは明らかです。

5 訴えの利益に関する主張に対する反論

被告は、「本件のように給付訴訟が提起されている場合、放送法第4条の遵守義務に関する紛争解決としてはこれで足りることに変わりなく、原告らが確認請求を提起する利益はやはり認められない。」と述べています。

しかし、原告らが給付訴訟（損害賠償請求）において述べている損害賠償請求権発生の根拠は放送受信契約における債務不履行であり、放送法上の義務（公法上の義務）に違反したことを根拠としていません。

また、放送受信契約の債務不履行に基づく損害賠償請求は、あくまでも過去の放送において侵害された利益を救済するために行われるものにすぎません。未だ個人の利益が侵害されるに至っていないなくとも、放送法4条1項各号に反する放送がなされれば、原告準備書面（十四）等でも述べたとおり、放送受信者の選挙権を侵害する現実的な危険性がある以上、放送受信者の利益を保護するためには、過去における被害の救済では足りず、現在において被告に放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認しておくべき必要があります。したがって、確認の利益はあるといえます。

以上